



森の世話人活動支援事務局からのお知らせ

安全管理（道具と刈払機）



Vol.23 は、道具の管理と刈払機の安全対策についてです。

道具の管理は大丈夫ですか？

活動をしていたら、ふと気づくと持っていたはずの道具がない?! どこにいった? 置きっぱなしにした刃物で誰かが怪我をするかもしれません。

久しぶりに使おうと思ったら、錆びている、切れないという経験はありませんか？

破損したり、錆びたり、切れない道具を使用するのも大変危険です。

道具を無くさず、きれいに保つには？

- ・紛失防止のために個数の確認→シートや箱など、置く場所を決めてそれ以外の場所に置かない。
- ・使う人が返却まで責任を持つ。
- ・ベルトに通して身に付けておく。
- ・使用後の道具は、泥や木屑、草の汁を拭き取り、乾かしてからケースに入れる。(六甲砂防事務所でも借用した時も同様です。)
- ・必要に応じて砥石で研ぐ。

いずれも、基本的なことですが、どうぞお忘れなく！



刈払機使用時の安全対策は万全ですか？

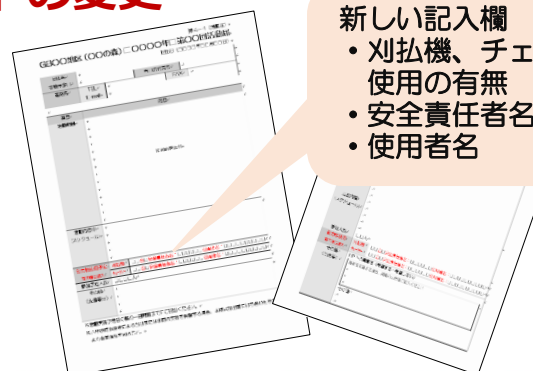
六甲砂防事務所では、刈払機の貸出は行っていませんが、刈払機を使用する団体が増えてきました。刈払機は小さなミスが重大な事故につながる恐れがあります。その危険性から労働者が業務として刈払機を使用する際は、安全衛生教育を修了しておくことが法令によって事業者（雇用者）に義務付けられているほどです。(労働安全衛生法第 59 条、安衛則 35 条、要綱 3 (1))

次ページに「刈払機使用上の注意」を記しています。今一度、確認をしておきましょう！

9月30日(土) 森の世話人限定で「安全講習会」(於: 交流の森) を開催予定です。

「活動届」「報告書」フォーマットの変更

刈払機の使用増加に伴い、森の世話人の皆様に提出頂く「活動届」「報告書」のフォーマットを一部修正いたしました。刈払機、チェーンソーの使用の有無と安全責任者、使用者名を記入頂くことにより、使用の有無の確認と、より安全意識をもって活動にあたって頂くことを目的としています。ご協力をお願いいたします。



新しい記入欄

- ・刈払機、チェーンソー使用の有無
- ・安全責任者名
- ・使用者名



刈払機使用上の注意

刈払機を使用するうえで最低限守るべき事項を記しています。

さらに詳しく確認をされたい方は下記サイト等を参考にして下さい。

林業・木材製造労働災害防止協会

<https://goo.gl/XSQon5>

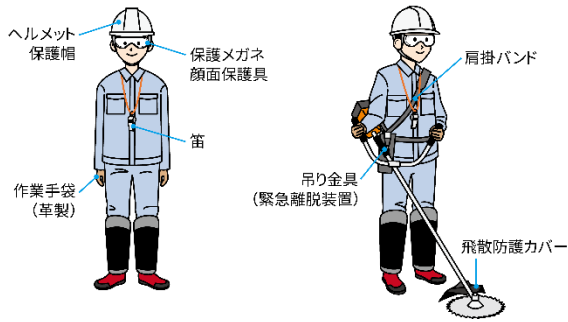
作業別安全作業方法（見本例）刈払機作業の安全

森づくり安全技術・技能全国推進協議会

<https://goo.gl/FGh1MQ>

独立行政法人国民生活センター

<https://goo.gl/ym6oku>



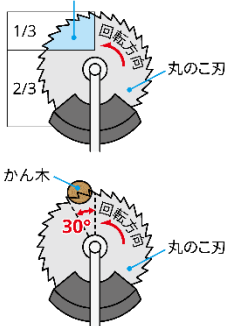
肌を露出しない服装

刈払機を使用する際の最低限の安全装備です。必ず目や手を保護具で守りましょう。一つでも不足していれば、作業を延期することも考えましょう。

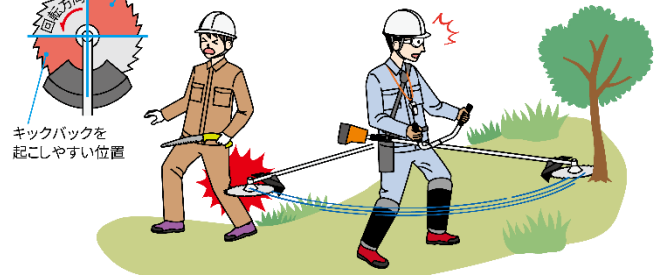
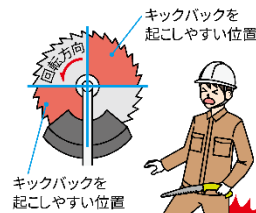


飛散物防護カバーを装着し、安全に作業しましょう。

刈払い対象物に当たる位置



必ず軸線より左側 1/3 の部分の刃を使って刈払います。かん木などを切る場合はさらに狭い範囲を使用して刈ります。



誤って軸線より右側の刃等に固いものがあたると、非常に強い力が瞬時に刈払機にかかり、コントロールできません（キックバック）。人がいると命にかかわる事故にもなりかねません。



キックバックによって刈払機の刃があたる恐れ、また、飛び石等による怪我の恐れがあるため、刈払作業中は、作業者から 10m 以内を危険区域とし、この区域内に他の作業者が立ち入らないようにします。



登山道沿いで作業をするときは、見張りをたて、ハイカーの接近に注意を配ります。接近した場合には笛などを使い（声では作業者が聞こえない恐れがあります）、いったん作業を停止します（刃を回転させない）。特に六甲山系では、子供連れや自転車も多く、作業者が気付かないうちに接近しているおそれがあります。